

第23回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年6月28日 開会
令和元年6月28日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年6月28日 第23回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時19分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第23回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号11番森委員、12番石森委員を指名いたしますのでよろしくお祈りをいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号、「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号、土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和元年6月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、札幌市に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、6月6日に伊藤委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は宅地でありました。議案書3ページに願出地の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお祈りをいたします。以上でございます。

ます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の伊藤委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○伊藤委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり6月6日に現地を確認いたしました。当該土地に関しては市街地内にあり住宅が建っている状況であり、現況地目は宅地であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年6月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件3件でございます。

番号9番、譲渡人は愛牛に住所を有する方、譲受人は統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は19筆合わせまして279,590平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号10番、譲渡人は統太に住所を有する法人、譲受人は統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は2,957平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号11番、譲渡人は帯広市に住所を有する法人、譲受人は統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は3筆合わせまして6,701平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、財務省普通財産を売払処分するため。譲受人は、永年に渡り畑として使用している土地であり、売り払いを受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書6ページから11ページに3条番号9から11の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号9番について、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号9番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るための農地を買い受ける内容であります。6月15日現地を確認したところ農地法第3

条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号10番及び11番について、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号10番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため農地を買い受ける内容であります。また、番号11番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、財務省普通財産を売払い処分するため、永年に渡り畑として使用している農地を買い受ける内容であります。6月24日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書12ページをご覧ください。議案第3号、農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった、農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和元年6月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について、農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられており、農業委員会はこの報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から2番の2件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書の最後13ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件は、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計の過半を、持分会社の場合は社員の過半を次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならない

という役員要件、以上の4要件がございます。

本議案番号1番から2番の法人につきましては、別添の第23回農業委員会総会議案説明資料1ページから4ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案のすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発議があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは、以上をもちまして第23回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時19分閉会